教育公報

三重県教育委員会

			目	次						
規	則	学校教育法等の一部を改正す	する法律等の施行に	伴う関係規則の整理						
		に関する規則			孝	育	総	務:	室	1頁
		三重県高等学校等修学奨学	金の貸与に関する規	則の一部を改正する						
		規則			j	,算	経	理:	室	3頁
		三重県立学校における学校は	運営協議会の設置に	関する規則	葬	育	改	革	室	3頁
		三重県教育委員会事務局組織	織規則の一部を改正	する規則	ノ	、材	政	策:	室	6頁
		三重県教育委員会教育長事	務専決規程の一部を	改正する規則	ノ	、材	政	策:	室	6頁
		三重県立学校の管理運営に	関する規則の一部を	改正する規則	4	\中学	校才	文育:	室	7頁
		三重県立高等学校通学区域に	こ関する規則の一部	を改正する規則		育	改	革	室	8頁
		三重県立美術館条例施行規則	割の一部を改正する:	規則		王涯	学	習 :	室	8頁
		三重県公立学校職員互助会詞	设置規則の一部を改善	正する規則	褙	•利·	給-	与室	<u> </u>	8頁
		語学指導を行う外国青年の	勧務条件等に関する	規則の一部を						
		改正する規則			蒼	F 校	教	育:	室	9頁
告	示	三重県立博物館、三重県立	美術館及び斎宮歴史	博物館観覧料 免除要 網	鋼					
		の一部を改正する要綱				王涯	学	習 :	室	9頁
		三重県指定有形文化財の指	定		. 戈	化具	オ保 かんりょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	護	室	9頁
		三重県指定史跡の指定			ヹ	化具	オ保 かんりょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	護	室	10 頁
訓	\$	三重県立学校における保有の	固人情報の開示等の	事務の専決に関する						
		規程の一部を改正する訓令			J	算	経	理:	室	10 頁
		三重県立学校長にさせる公式	文書の開示等の事務	の専決に関する規程						
		の一部を改正する訓令			J	算	経	理:	室	10 頁
		支出負担行為等の権限の三	重県立学校長に対す	る委任に関する規程						
		の一部を改正する訓令			J	算	経	理:	室	10 頁
		三重県教育委員会鍵情報等領	管理規程の一部を改善	正する訓令	J	算	経	理:	室	11頁
		三重県教育委員会公印取扱統	規程の一部を改正す	る訓令	j	,算	経	理:	室	11頁
		三重県教育委員会処務規程の	の一部を改正する訓 [・]	\$	J	算	経	理:	室	11頁
		県立学校職員の被服等の貸	与に関する訓令の一	部を改正する訓令	裕	■利·	給	与:	室	13 頁
		三重県教育委員会事務局事	務決裁及び委任規程	の一部を改正する訓	♦ ノ	、材	政	策:	室	14 頁
			規	則						
		寺の一部を改正する法律等の	施行に伴う関係規則	ぬの整理に関する規則	3.多いここ	公布	→ #	٥þ°)	
E	#成十九/	半三月二十七日								

三重県教育委員会委員長 山根 一枝

三重県教育委員会規則第二号

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(三重県盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する規則の一部改正)

第二号)の一部を次のように改正する。第一条(三重県盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する規則(昭和三十二年三重県教育委員会規則

題名を次のように改める。

目次中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。第五条 学校教育法施行細則(昭和五十二年三重県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第四条、第五条第一項及び第六条中「特殊学校」を「特別支援学校」に改める。

「盲者」を「視覚障害者」に、「聾者」を「聴覚障害者」に改める。

『胃苔』と、「見覚覚覚覚治」に、『影響・ど、『態覚覚覚覚覚治』になりら。 第三条の見出し中「特殊学校」を「特別支援学校」に改め、同条中「特殊学校」を「特別支援学校」に、

第二条中「特殊学校」を「特別支援学校」に改める。

改める。第一条中「三重県立特殊教育諸学校」を「三重県立特別支援学校」に、「特殊学校」を「特別支援学校」に

三重県立特別支援学校学則の基準に関する規則

(三重県立特殊教育諸学校学則の基準に関する規則の一部改正)

題名を次のように改める。

一部を次のように改正する。

第四条 三重県立特殊教育諸学校学則の基準に関する規則(昭和四十八年三重県教育委員会規則第十二号)の

J 4⁄9

」に改める。

分校(二)」を「特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校(二)」に改め、同表出納員印の項中別表地域機関及び教育機関の長印の項中「除く)」を「除く。)」に、「養護学校東紀州くろしお学園おわせ

第三条 三重県教育委員会公印規則(昭和三十三年三重県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正

(三重県教育委員会公印規則の一部改正)

校」を「特別支援学校」に改める。

別表第二非常動の講師の項中「助教授」を「准教授」に改め、同表備考一中「盲学校、聾学校又は養護学を主として行う学校に限る。)の児童又は生徒」に、「担当児童・生徒等」を「担当児童又は生徒」に改める。限る。)の児童・生徒等」を「特別支援学校(知的障害者又は肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育別表第一学校医の項及び学校歯科医の項中「養護学校(知的障害者又は肢体不自由者を対象とする学校に

の一部を次のように改正する。第二条 公立学校の非常動職員の報酬及び費用弁備に関する規則(昭和三十二年三重県教育委員会規則第三号)

(公立学校の非常動職員の報酬及び費用弁備に関する規則の一部改正)

日」に、第三号様式中「昭台 年度盲ろう学校就学奨励費月別支出計画書」似「 年度特別 支援学校就学奨励費月別支出計画書」リン無口叩奨化氏「昭和 年 年 月 月 年度盲ろう就学奨励費現金出納簿」や「 日」 に、 第五号様式中 「昭却 年度特別支援就学奨 励費現金出納簿」リン「昭和 口」に改める。 月 日】将「 年 月

第十二条中「昭和二十六年三重県規則第三十四号」を「平成十八年三重県規則第六十九号」に改める

第十一条中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

学校の」に改める。第一条中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、ろう学校の」を「特別支援

三重県特別支援学校への就学奨励に関する規則

第二条中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二章の章名中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第三条の見出し中「盲者」を「視覚障害者」に改め、同条中「盲者、聾者」を「視覚障害者、聴覚障害者」 に、「盲・聾・養護学校への」を「特別支援学校への」に、「盲・聾・養護学校就学予定者調書」を「特別支 援学校就学予定者調書」に改める。

第四条中「盲・聾・養護学校就学児童生徒学験簿加徐訂正通知書」を「特別支援学校就学児童生徒学數簿 加徐訂正通知書」に改める。

第五条及び第六条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第九条第二頃中「盲学校、聾学校、養護学校」を「恃別支援学校」に沈める。

第五章の章名中「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

|紙|| 叩懸忙任「盲・聾・養護学校への就学児童生徒通知書」 | 炒「特別支援学校への就学児童生徒通知書」

ビ、「盲者、聾者」 炒「視覚障害者、聴覚障害者」 じ だらん。

紙 | 叩ら|| 擬忙日「盲・聾・養護学校就学予定者調書」 ゆ「特別支援学校就学予定者調書」 いどもゅ°

쌔川叩懸忙毌「盲・聾・養護学校就学児童生徒学齢簿加除訂正通知書」㎏「特別支援学校就学児童生徒学

齢簿加除訂正通知書」以、「盲者、聾者」や「視覚障害者、聴覚障害者」以於るる。

無 旦 中 撃 計 日 「 盲 (聾・ 養 護) 学 校 長 」 ゆ 「 特 別 支 援 学 校 長 」 旦 赵 め ゆ 。

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月二十七日

三重果教育委员会委员员 山根 一 枝

三重県教育委員会規則三号

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則(平成十四年三重県教育委員会規則第十六号)の一部を次

第五条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項中「前項」を「第一項」

に改め、同頃を同条第三頃とし、同条第一頃の次に次の一項を加える。

2 教育長は、前頃の決定を行うに際し、必要と認める条件を付けることができる。

第六条第三項中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

第九条第一頃中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第五条第二項の規定により付けられた条件に違反したとき。

第十二条第四項中「三重県会計規則(昭和三十九年三重県規則第十五号)第十六条の二」を「三重県会計規 則(平成十八年三重県規則第六十九号)第十八条」に改める。

金宝

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則をここに公布します。

平成十九年三月二十七日

三重果教育委員会委員長 山根 - 1 ŧΧ

三重県教育委員会規則第四号

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則

第一条(この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十七条 の五の規定に基づき、三重県立学校における学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置に関し、必要な 事項を定めることを目的とする。

(殿加)

第二条 協議会は、学校運営に関する三重県教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任

第十条協議会に会長及び副会長各一名を置く。

(会長及び副会長)

第九条委員の報酬は、教育長が別に定める。

(機壓)

4

- 三 その他、協議会及び指定学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- **一 委員としてふさわしくない非行を行うこと**
- **2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。**
- 第八条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も可憐とする。

(海倒の保禁)

員はその身分を失う。

- 3 前二頃の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委
- **2 第六条第四頃により新たに圧命された委員の圧期は、前圧者の残圧期間とする。**
- 第七条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

(田霊)

務員とする。

- ら 委員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第三項に規定する非常動の特別職の地方公
- **4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。**
- 3 当該指定学校の校長は、委員を推薦することができる。
- 2 委員のうち、その一部については、公算することができる。

- 七 その他、教育委員会が適当と認める者
- 六 関係行政機関の職員
- 石 信識者
- 四 当該指定学校の救職員
- 三 当該指定学校の校長
- | 保護を
- 第六条 協議会の委員は十五名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(委員の任命)

長の意見を聴取するものとする。

- べることができる。 3 協議会は、前二項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該指定学校の校
- 2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して、意見を述
- 第五条 協議会は、当該指定学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるこ とができる。

(徳見の申出)

- **2 指定学校の校長は、前頃において承認された基本方針に従って学校運営を行うものとする。**
- 四 学校予算の編成及び執行に関すること **五 その他、教育委員会が必要と認める事項に関すること**
- || 顕纖螺形に関すること
- 二 教育課程の編成に関すること
- │ 沙校磔訓に関すること

年度、基本方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

第四条 前条の指定を受けた学校(以下「指定学校」という。)の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎

(左神事四)

- **3 指定の期間は二年とし、再指定することができる。**
- 2 佼長は、前頃の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請することができる。

できる。

- 第三条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認める学校を、協議会を設置する学校として指定することが
- (施伊)

図り、地域に関かれた信頼される学校づくりを進めるものとする。

のもと、保護者及び地域住民等が学校運営に参画することにより、児童・生徒を中心とした学校教育の充実を

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該指定学校の校長及び教職員は、会長となるこ とができない。
- 3 会長は、協議会を招集し、会議の議事を掌る。
- **4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。**

(艦艦)

- 第十一条 協議会は、会長が当該指定学校の校長と協議の上、招集する。
- **2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。**
- 3 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- **4 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。**

(会議の公開)

- 第十二条協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。
 - **一 当該指定学校の職員の採用その他の圧用に関する事項について審議する場合**
 - 二 その他、特別の事情により、協議会が必要と認めた場合
- **2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。**
- **3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。**

(指導及び助言)

- 第十三条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び 助言を行うものとする。
- 2 教育委員会及び当該指定学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるも のとする。

(指定の取消し)

- 第十四条 教育委員会は、前条第一項による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由 が発生した場合は、指定を取り消すことができる。
 - **一 協議会としての活動の実態がないと認められる場合**
 - **二 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合**

 - 三 その他、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合
- 2 指定を取り消すに当たっては、教育委員会は、事前に校長と連携して協議会に対し必要な指導及び助言を行
- い、運営改善に努めなければならない。
- 3.教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解任)

- 第十五条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認めら れるときは、委員を解任することができる。
 - 第八条の規定に違反したとき
 - **二 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき**
 - 三 その他、解任に相当する事由が発生したとき
- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければ ならない。

(運営に関する評価と情報提供)

- 第十六条 協議会は、当該指定学校の運営状況等について評価を行うものとする。
- 2 協議会は、児童・生徒、保護者及び地域住民等の意見等を把握し、その運営に反映するよう努めるものとす
- 3.協議会は、保護者及び地域住民等に対して自らの活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。
- (興運) 第十七条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必

要な事項を定めることができる。

第十八条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

温波

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

金宝

6

特別支援学校 市町村立学校職員給与負担法(昭和 二十三年法律第百三十五号) 第一条 に規定する学校

熊野少年自然の家 所長 校長 教頭 **爬等学校** 校長 教頭 校長 教頭

美術館 館長 参事 副館長 副参事 図書館 館長 専門監

館長 専門監

產宮壁史博物館

領長 **車物館**

埋蔵文化財センター 所長

理事・参事・副教育長と総括室長・室長・推進監・総括地域調整・人 事務局 事監 副参事 専門監 地域調整・人事監 情報・危機管理特命監 人材特命監 学校安全・安心特命監 人権教育特命監 世界新体操選

別表 (第一条関係)

別表を次のように改める。

正する。

|| || || ||

三重県教育委員会教育長事務専決規程(昭和三十一年三重県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則

三重県教育委員会規則第六号

展 三重果教育委員会委員長 山 枝

平成十九年三月二十七日

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則をここに公布します。

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

世界新体操選手 本庁に限る。 上司の命を受けて、世界新体操選手権に関 **楍**耾侣飁 する事務を処理する。

改める。

権体操ワールド 本庁に限る。 カップ特命監 ファイナルに関する事務を処理する。

上司の命を受けて、新体操ワールドカップ

第十九条第一項の表中特別支援教育特命監の項を削り、同表中

第八条第一号中「県立盲・聾・養護学校」を「県立特別支援学校」に改める。

三重県教育委員会事務局組織規則(昭和四十三年三重県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会規則第五号

三重果教育委員会委員長 山 竪 阹

平成十九年三月二十七日

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年三月二十七日

三重果教育委員会委員長 山 쩞 皮

三重県教育委員会規則第七号

三重県立学校の管理運営に関する規則(平成十三年三月二十七日三重県教育委員会規則第八号)の一部を次の ように改正する。

第三条第二項中「三重県立盲学校、三重県立聾学校若しくは三重県立養護学校」を「三重県立特別玄援学校」 に、「盲・聾・養護学校」を「特別支援学校」に、「高等部、三重県立聾学校幼稚部、三重県立盲学校高等部専攻 科又は三重県立聾学校高等部専攻科」を「幼稚部、高等部及び高等部専攻科」に改め、同頃の表を次のように改 める。

区分 慘 業 年 限 三年以内 幼稚郎 配納品 ШЩ 三年以内 高等部事攻科

第十二条第一項及び第十六条第二項中「盲・聾・養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十七条第二項中「盲・聾・養護学校」を「特別支援学校」に、「三重県立聾学校幼稚部」を「幼稚部」に改 ₽vo°

第十八条中「盲・聾・養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十九条第二項及び第二十条第一項中「盲・聾・養護学校」を「特別支援学校」に、「三重県立聾学校幼稚部」 を「幼稚部」に改める。

第二十二条第二項、第二十三条第二項及び第三項、第三十四条第一項並びに第三十八条第五項中「盲・顰・養

護学校」を「特別支援学校」に改める。

第四十条第一頃及び第四十一条第一頃中「三重県立聾学校幼稚部」を「特別支援学校幼稚部」に改める。 第五十一条中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第一号 の次に次の一号を加える。

二 米糠穀竈

第五十六条中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三 号の次に次の一号を加える。

四 栄養教諭は、生徒等の栄養の指導及び管理をつかさどる。

第六十三条第一項、第六十四条第一項及び六十七条第十一号中「盲・聾・饕餮学校」を「特別支援学校」に改

第七十六条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、次条で規定する学校運営協議会を設置する学校にあっては、この限りでない。

第七十六条の次に次の一条を加える。

(孙校嗣狐琚玁化)

第七十六条の二 学校に学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会に関し必要な事頃は、別に定める。

第八十条中「始業時間と」を「始業時間及び」に、「及び」を「並びに」に改め、「と休息時間」を削る。

第九十六条中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

別表一中三重県四日市中央工業高等学校の頃中「土木科」を「都市工学科」に改め、同表三重県立長島高等学

校の頃を削る。

別表二中「盲・響・養護学校名」を「特別支援学校名」に、「三重県立西日野養護学校」を「三重県立特別支 援学校西日野にじ学園」に、「三重県立稲葉養護学校」を「三重県立稲葉特別支援学校」に、「三重県立城山養護 学校」を「三重県立城山特別支援学校」に、「三重県立草の実養護学校」を「三重県立草の実特別支援学校」に、 「三重県立度会養護学校」を「三重県立度会特別支援学校」に、「三重県立養護学校東紀州くろしお学園」を「三 重県立特別支援学校東紀州くろしお学園」に、「三重県立杉の子養護学校」を「三重県立杉の子特別支援学校」 に、「三重県立線ヶ丘養護学校」を「三重県立線ケ丘特別支援学校」に、「三重県立養護学校玉城わかば学園」を 「三重県立特別支援学校玉城わかば学園」に、「三重県立養護学校伊賀つばさ学園」を「三重県立特別支援学校伊 賀つばさ学園」に、「三重県立養護学校北勢きらら学園」を「三重県立特別支援学校北勢きらら学園」に改める。

別表三中「

三重県立長島高等学校

三重県立尾鷲高等学校長島分校

7
三三重県立尾鷲高等学校長島分校「
」に、「除く」を「除く。」に改める。
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成十九年三月二十七日
三重県教育委員会規則第八号 三重県教育委員会委員長山 根本 一枝
三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案
三重県立高等学校通学区域に関する規則(昭和三十三年教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正す
1 0 °
別表三の頃高等学校の欄中
「一 三重県立尾鷲高等学校一 を 「一三重県立尾鷲高等学校一 に改める。
長島分校 「長島分校 」 「三島男子原業を持ち、「二島男子原業を受け、」 「二島男子原業を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、「11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ち、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、110000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、110000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、110000円を持ちには、11000円を持ちには、11000円を持ちには、110000円を持ちには、110000円を持ちには、110000円を持ちには、110000円を持ちには、110000円を持ちには、110000円を持ちには、110000円を持ちには、110000円を持ちには、110000円を持ちには、110000円を持ちには、110000円を持ちには、110000000円を持ちには、110000000円を持ちには、1100000000000000000000000000000000000
三重県立長島高等学校
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
平成十九年三月二十七日三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。
三重 黑教育委員会委員長 山根 一枝
三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則三重県教育委員会規則第九号
三重県立美術館条例施行規則(昭和五十七年三重県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。
える。第三条第一項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加
二 副館長 館の総括事務について館長を補佐して、部下職員を指揮監督し、館長に事故があるときは、その
附則、 職務を代理する。
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。 附具
ては、「上き」として、日三重県公立学校職員互助会設置規則の一部を改正する規則をここに公布します。
三重果教育委員会委員長山根。一大校平成十九年三月二十七日
三重県教育委員会規則第十号
三重県公立学校職員互助会設置規則の一部を改正する規則
三重県公立学校職員互助会設置規則(昭和三十年三重県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改める。

教育公報第1549号 平成19年3月27日発行 除く。以下同じ。)」に改め、「共に」を削る。

温波

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月二十七日語学指導を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

三重県教育委員会委員長 山根 二枝

三重県教育委員会規則第十一号

語学指導を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

のように改正する。語学指導を行う外国青年の勤務条件等に関する規則(昭和六十二年三重県教育委員会規則第九号)の一部を次

附 則第四条第三項中「勤務時間、休憩時間及び休息時間」を「勤務時間及び休憩時間」に改める。

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第8号

三重県立博物館、三重県立美術館及び斎宮歴史博物館観覧料免除要綱の一部を改正する要綱をここに公布します。

平成19年3月27日

三重県教育委員会教育長 山 根 一 枝

三重県立博物館、三重県立美術館及び斎宮歴史博物館観覧料免除要綱の一部を改正する要綱三重県立博物館、三重県立美術館及び斎宮歴史博物館観覧料免除要綱の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「盲・聾・養護学校」を「特別支援学校」に改める。

[[]

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

三重県教育委員会告示第9号

三重県文化財保護条例 (昭和32年三重県条例第72号) 第5条第1項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財に指定します。

平成19年3月27日

三重県教育委員会

種		別	名	称	員	数	所	在	地	所有者	岷
建	造	物	石薬師寺 薬師堂 附 棟札2枚 寛政元年、寛政 記があるもの各		1	棟	鈴鹿市石薬	師町 1		石薬師寺	
エ	芸	品	槍 銘 雲林院住包港	台	1	П	四日市市安	島1-3-16		四日市市	
彫		刻	木造千手観音菩薩立像		1	躯	伊賀市山出	1658		勝因寺	
彫		刻	木造聖観音菩薩立像		1	躯	伊賀市山出	1658		勝因寺	
彫		刻	木造阿弥陀如来坐像		1	躯	伊賀市長田	1931		西蓮寺	
彫		刻	木造薬師如来坐像		1	躯	伊賀市長田	1931		西蓮寺	
典		籍	宗国史 (崇廣堂本)		1種	32 冊	伊賀市上野	丸之内 40-5		伊賀市	
考;	古 資	料	磨製石斧製作関係資料- (宮山遺跡出土)	一括	121	点	多気郡明和	町竹川503		三重県	

三重県教育委員会告示第10号

三重県文化財保護条例 (昭和32年三重県条例第72号) 第35条第1項の規定により、次のとおり三重県指定史跡に指定します。

平成19年3月27日

三重県教育委員会

種	別	名	称	所	在	地	所	有	者
史	跡	縄生	麍寺	2431-4 、 2431 1 、 2442-2 、 2	縄生字中谷2419-13、2419-14、2431-1、2431-2 -5、2432、2434、2435、2435-1、2436、2437、2 443、2445、2445-1、2446、2447-1、2448-2、 「 2432と2434に挟まれる道路敷	2441、2442-	草信ヲヲ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	明明严某人的人员的人名英国伊朗 医甲基氏性 医甲基二甲甲基甲基二甲甲甲基甲基二甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲	男证司上子殺功正

訓	令
H/·I	1,

教委訓第1号

各県立学校

三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成19年3月27日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程 (平成17年10月17日教委訓第7号) の 一部を次のように改正する。

第1条中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

教委訓第2号

各県立学校

三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成19年3月27日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程(昭和63年6月1日教委訓第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

教委訓第3号

各県立学校

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のとおり定めま

す。

平成19年3月27日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程(昭和62年4月1日教委訓第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

教委訓第4号

局内一般

教育関係機関

三重県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成19年3月27日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会鍵情報等管理規程(平成16年3月29日教委訓第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号八中「三重県立特殊教育諸学校条例」を「三重県立特別支援学校条例」に、「三重県立特殊教育 諸学校」を「三重県立特別支援学校」に改める。

第5条中「予算経理室」を「教育総務室」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

教委訓第5号

局内一般

教育関係機関

三重県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成19年3月27日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会公印取扱規程(昭和39年4月1日教委訓第6号)の一部を次のように改正する。

本則中「予算経理室長」を「教育総務室長」に、「予算経理室」を「教育総務室」に改める。

第2条中「マネージャー」を「室長」に改める。

第2号様式中「三重県教育長 殿」を「三重県教育委員会教育長 あて」に改める。

第3号様式、第4号様式及び第5号様式中「予算経理室長 殿」を「教育総務室長 あて」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

教委訓第6号

局内一般

教育関係機関

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成19年3月27日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会処務規程 (平成14年3月27日教委訓第4号) の一部を次のように改正する。

本則中「予算経理室長」を「教育総務室長」に、「予算経理室」を「教育総務室」に改める。

第2条第6号八中「三重県立特殊教育諸学校条例」を「三重県立特別支援学校条例」に、「三重県立特殊教育 諸学校」を「三重県立特別支援学校」に改める。

第5条第4項中「三重県文書規程 (昭和63年三重県訓令第1号)」を「三重県公文書管理規程 (平成18年3月24日三重県訓令第4号)」に改め、同条第6項中「三重県公文書整理保存規程 (平成10年三重県訓令第7号)」を「三重県公文書管理規程」に改める。

第21条第1項第1号中「三重県公文書整理保存規程」を「三重県公文書管理規程」に改める。 第7号様式を次のように改める。

第7	号様:	式 (起案様式)	(第18条	長関係)									決	裁	X	分	
分	類記	号										保存期間						
	案	日		年		В	校		合	公	ED	文書番号						
決				 年					_		•							 発送済印
	書の日			 年	 月							発送部数						75 12 11 11
-	理期			 年			県登	公	報載									
	- 743						₩.		- 2									
												取扱区分						
起	案	者																
			(電話:)						個人情報				存名	5区分	
			(2)			,						発信者名				1.0		
あ	τ	先										公 印						
_																		
標		題																
開	示用件	名																
	1																	
決																		
裁																		
合																		
議																		
注	1 開示用件名に個人情報など非開示情報が記載されていないか注意すること。									ない	\か注意する	こと	ᆫ。					

2 回議は、必要最小限の範囲に止めること。

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

教委訓第7号 県立高等学校 県立盲学校 県立聾学校 県立養護学校 県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成19年3月27日 三重県教育委員会教育長 安 田 敏 県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令 県立学校職員の被服等の貸与に関する訓令(昭和54年教委訓第3号)の一部を次のように改正する。 視覚障害 者又は聴 覚障害者 である児 盲学校 別表盲学校聾学校の項中 を 学校栄養職員 白 衣 2 1 に、同項中 童又は生 聾学校 徒に対す る教育を 主として 行う特別 支援学校 知的障害 者、肢体 不自由者 又は病弱 者(身体 栄養教諭 虚弱者を を 白 衣 2 1 に改め、養護学校の項中 養護学校 を に、 学校栄養職員 含む。) である児 童又は生 徒に対す る教育を 主として 行う特別 支援学校 教 トレーニング 実 習 助 手 教 実習助手トレーニング ウェアー 寄宿舎指導員 同項中 1 1 を 介 助 寄宿舎指導員ウェアー トレーニング 助 栄養教諭ウェアー 卡 白 栄養教諭を除く。 に改める。 1 2 2 1 附 則 この訓令は平成19年4月1日から施行する。

教委訓第8号

局 中 一 般教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月27日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程 (平成8年教委訓第4号)の一部を次のように改正する。 第2条第12号を次のように改める。

(12)副室長 組織規則第17条第5号に規定する副室長をいう。

第2条第13号中「第4条」の下に「第1項」を加える。

第7条の表中

Г

	区分	本	庁	地域機関
第1欄	決 裁 者	教 育 長 総括室長	室 長	所 長
第2欄	決裁者が不在のとき	副教育長 室 長	副室長	課長
第3欄	決裁者及び第2欄に 定める代決者がとも に不在で事務処理上 緊急やむを得ないと き	する事務を所 掌する総括室		

を

Г

	区分	2	<u></u>	Ť	地域機関			
第1欄	決 裁 者	教育長	総括室長 (特 命監を除く。)	,	所長 (美術館 を除く。)	美術館の館長		
第2欄	決裁者が不在のとき	副教育長	室 長	地域調整・人 事監又は副室 長	課長	副館長		
第3欄	決裁者及び第2欄に 定める代決者がとも に不在で事務処理上 緊急やむを得ないと き	する事務を所 掌する総括室				課長		

に改める。

別表第 2 (2)の表第12号の項中「勤務時間、休憩時間及び休息時間」を「勤務時間及び休憩時間」に改める。 別表第 2 (3)の表第 8 号の項中「盲者」を「視覚障害者」に改め、同表第10号の項中

Γ

1

10	日本体育・学校健 康センター法 (昭	1 法第21条第1項の規定による契約の 締結					
	和60年法律第92号) の施行に関する事	2 法第22条第3項の規定による徴収額 の決定					
	務(県立学校に係るもの。)	3 法第21条第2項の規定による給付金の請求					

J

_

10	独立行政法人日本スポーツ振興セン	1 法第16条第1項の規定による契約の 締結
	ター法 (平成14年 法律第162号) の 施行に関する事務	2 法第17条第4項の規定による徴収額 の決定
	(県立学校に係る もの。)	3 法第16条第2項の規定による給付金の請求

に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

 発
 行

 100
 津市広明町13番地

 三重県教育委員会

印 刷 有限会社第一プリント社